

これまでの議論で提示された主な視点

経済社会の構造変化（例）

人口構造の変化

（生産年齢人口の減少、少子化など）

家族の姿の変化

（一人世帯・夫婦のみ世帯の増加、
共働き世帯の増加など）

働き方の変化

（非正規雇用の増加、自営の多様化など）

家計・再分配構造の変化

（若年層の低所得化、高齢者層の経済力のばらつき、所得移転の偏りなど）

経済・産業構造の変化

（グローバル化、ICT化、サービス産業の
比重増大など）

提示された主な視点

人口減少への対応

家族のセーフティネット機能の再構築
（家族を形成できる経済的基盤の確保）

働き方の多様化を踏まえた
水平的公平の確保

多様な就労・起業を
可能にする制度

簡素でわかりやすい制度の構築

世代間・世代内の公平

所得再分配機能の回復

人的資本の形成

資本蓄積の促進

経済成長の基盤構築

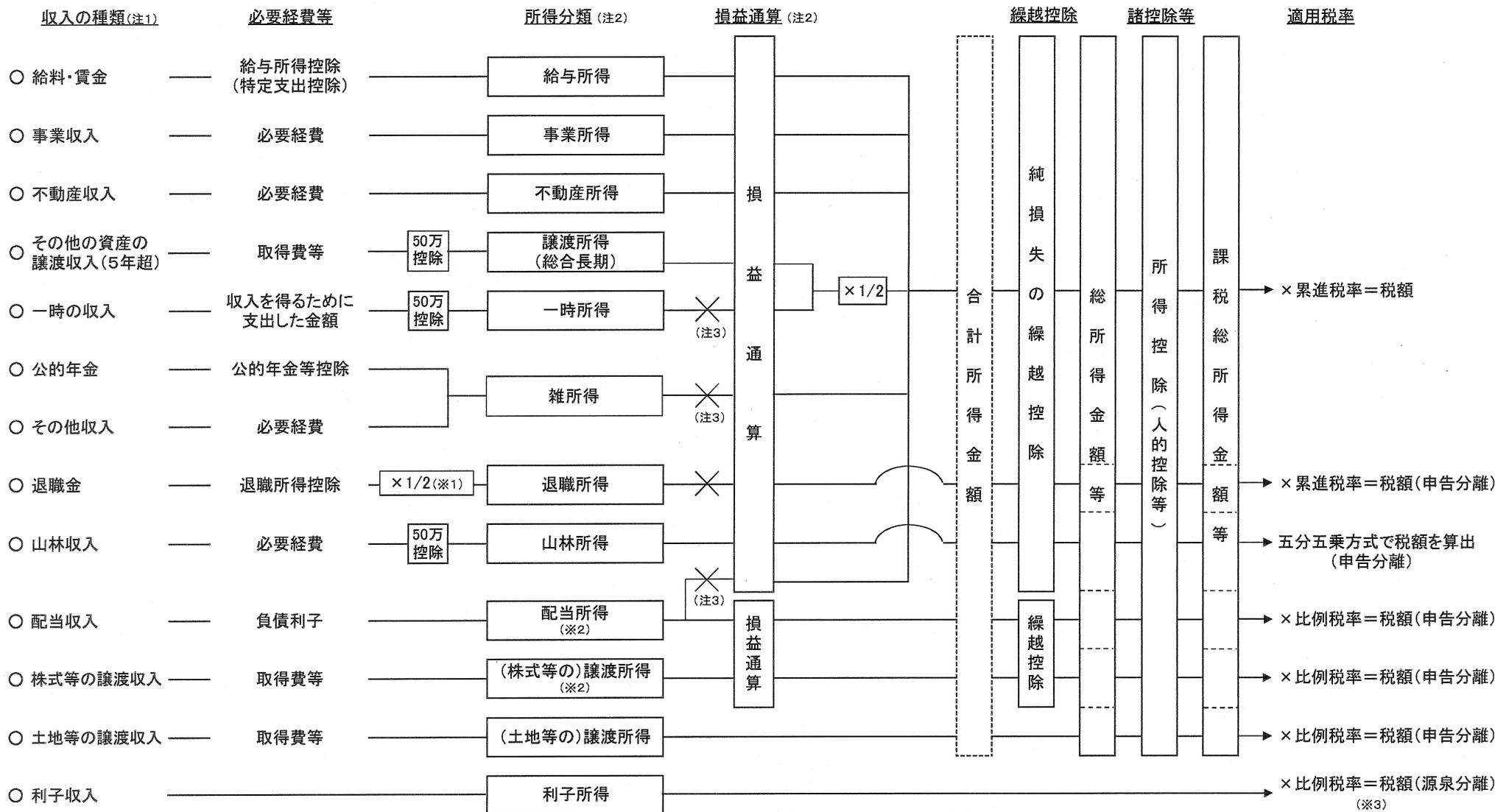
グローバル化への対応

- 所得税の沿革
- 国際比較から見た所得税の構造的特徴
- 税体系における所得税の役割
- 所得税の体系
（総合課税・二元的所得税など）
- 所得再分配機能の回復と所得税のあり方
 - ・ 所得税における税負担の調整（「控除のあり方」や「税率構造」と税負担の累進性）
 - ・ 税率構造
 - ・ 現行の所得控除の考え方と諸外国の制度
- 課税単位のあり方
- 働き方の選択に中立的な税制の構築
 - ・ 「第一次レポート」で提示された選択肢
- 個人所得課税・社会保険料の負担の状況
（課税最低限を含む）
- 働き方・ライフコースの多様化と所得税のあり方
 - ・ 所得計算上の控除と人的控除の役割分担
- 老後に備えるための自助努力に対する支援のあり方

2. 所得税の概要

所得税計算の仕組み (イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(注4) 平成28年1月1日以後は、特定公社債等の譲渡所得等については申告不要又は申告分離課税、一般公社債等の譲渡所得等については申告分離課税となる。

(※1) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税は適用されない。

(※2) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

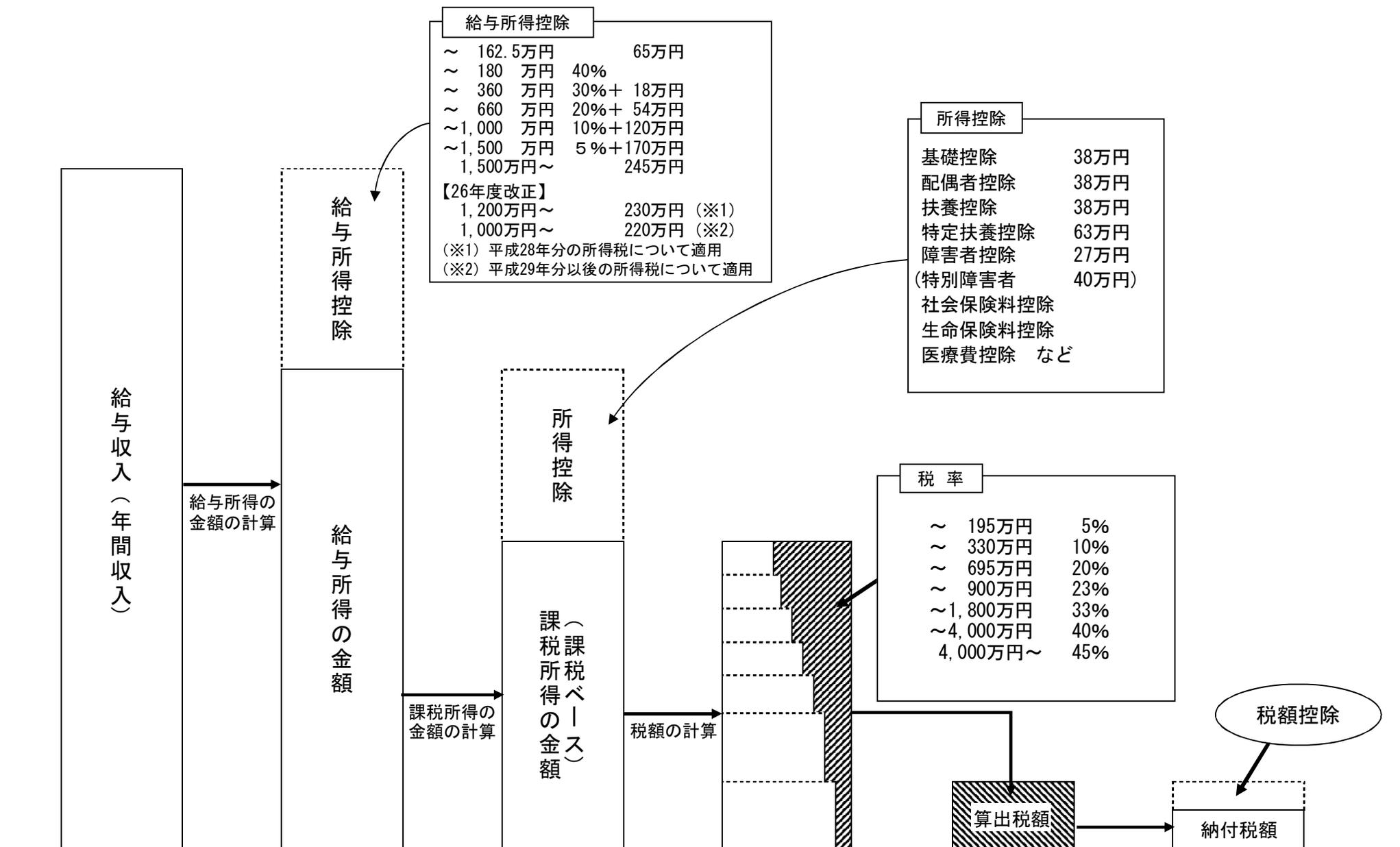
「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。

「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。

平成28年1月1日以後は、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が追加される。

(※3) 平成28年1月1日以後は、特定公社債等の利子所得については、申告不要又は申告分離課税となる。

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



所得の概念

消費型（支出型）所得概念

各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と概念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方

取得型（発生型）所得概念

各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方

包括的所得概念（純資産増加説）

制限的所得概念（所得源泉説）

- 利子・配当・地代・利潤・給与等、反覆的・継続的に生ずる利得

- 一時的・偶発的・恩恵的利得（キャピタル・ゲインなど）

- × 帰属所得
- × 未実現のキャピタル・ゲイン（注）

（注）平成 27 年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

所得税における「所得」の範囲について（イメージ）

所得税法が課税対象となり得る「所得」として観念していないもの

所得税法が課税対象となり得る「所得」として観念しているもの

帰属所得
未実現のキャピタル
ゲイン（※）等

非課税所得等

総所得金額等

所得計算上の控除等

（注）所得は収入その他の経済的利益がある場合に生じる。
現行法における非課税所得等の範囲は、以下のとおり。

- ① 所得税法の規定によるもの
（恩給・遺族年金、出張旅費・通勤手当・現物給付、損害保険金、障害者等の少額預金の利子等）
- ② 租税特別措置法の規定によるもの
（勤労者財形住宅（年金）貯蓄の利子、国等へ重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得等）
- ③ その他の法令の規定によるもの
（児童手当、雇用保険の失業等給付、生活保護の保護金品、宝くじの当せん金品等）

※ 平成 27 年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

分類所得税と総合所得税

(金子宏『租税法〔第二十版〕』187・188頁(弘文堂、2015))

3 所得税の種類

所得税には、分類所得税 (schedular system) と総合所得税 (global system) の2つの種類がある。分類所得税というのは、所得をその源泉ないし性質に応じていくつかの種類に分類し、各種類の所得ごとに別々に課税する方式である。極端な場合には、所得の種類ごとに控除の金額や適用税率が異なる。これに対し、総合所得税は、課税の対象とされる所得をすべて合算したうえ、それに一本の累進税率表を適用する方式である。所得税制度がプリミティブで、人的控除の制度が発達せず、また比例税率が用いられていた時代には、分類所得税は、各種の所得に対してその担税力の相違に応じた課税を行うのに適切な制度であると考えられたが、所得税制度が発達して、各種の統一的な人的控除と累進税率が採用され、所得税は各人の総合的な所得の大きさに即して課税されるべきであるという考え方が強くなるとともに、総合所得税が分類所得税にとって代わるようになった。

所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、利子所得ないし雑所得の10種類に分類している(23条~35条)。これは各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を加味しようという考慮に基づくものであって、分類所得税の1つの名残りであるが、しかし他方で、所得税法は、原則として各種所得の金額を合算し、それに一本の税率表を適用することとしているから、わが国の制度は基本的には総合所得税であるといってよい。

総合所得税制度のもとにおいて、特定の種類の所得を他の種類の所得と合算せず、分離して課税することを分離課税 (separate taxation) という。これは、特定種類の所得に対して累進税率の適用を緩和することを目的とするものである。

3. 所得税の沿革